



一般社団法人 Burano

定 款

一般社団法人 Burano 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Burano と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を茨城県古河市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、重度障がい児及び重度障がい者（重症心身障がい児及び重症心身障がい者又は医療的ケア児者。以下「重度障がい児等」という。）や家族が、地域社会の一員としての暮らしができるように、療育のための支援、医療的ケア及び、それらに関する情報提供や利用者の健康状態が心身ともに保てるように、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業を行う。また保護者が社会とのつながりを持ち、働く意欲を叶えることを目的に、保護者が働けるワーキングスペースを設置し、様々な企業の業務委託を受けて行うクラウドソーシング事業を行う。これらの事業により、重度障がい児等の健やかな生活と、利用者の成長を促し、さらにその保護者が働くことを目的とする。また法人に関わる全ての人々が、様々な人と出会い、つながり、社会の一員として活動することを通じて、笑顔が溢れる幸せを感じられる社会の実現を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
2. 児童福祉法に基づく障害児相談事業
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

7. 企業の業務委託を受けて行うクラウドソーシング事業
8. 子育て情報の提供と子育てをしている人、子ども、支援したい人が集う場づくり
9. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退社したとき。
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③ 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- ④ 除名された時。

- ⑤ 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事会の決定に基づき代表理事が招集する

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事、3名以上7名以内
 - ② 監事、1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらに準ずるものとして当該理事と政令で定める特別な関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要あるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(理事会の設置・構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第26条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出等)

- 第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及びその方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 秋山 未来
住所 茨城県古河市駒羽根784番地8

設立時理事 秋山 未来
佐藤 薫
竹内 真由美
船橋 淳子
森川 香織
秋山 政明

設立時監事 長浜 良美

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 秋山 未来

住所 茨城県古河市駒羽根784番地8

設立時社員 秋山 政明

住所 茨城県古河市駒羽根784番地8

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 Burano 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年8月7日

設立時社員 秋山 未来

設立時社員 秋山 政明